

○内閣府
 文部科学省令第三号
 厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年十二月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄
 文部科学大臣 永岡 桂子
 厚生労働大臣 加藤 勝信

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

	改 正 後	改 正 前
	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>【一・二 略】</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>【一・二 同上】</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	2 〔略〕	第三十六条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長	〔略〕	〔項を削る。〕	読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>〔2・3 略〕</p> <p>三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条、第九条の二、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二及び第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準</p> <p>四 〔略〕</p> <p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）</p> <p>第十三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条、第九条の二、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
		〔略〕	〔略〕	〔略〕			読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
備考 表中の「」の記載は注記である。	2 〔同上〕	第三十六条	保育所の長	園長	〔同上〕	第九条の三	読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>〔2・3 同上〕</p> <p>三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二及び第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）</p> <p>第十三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く。）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
		〔同上〕	その児童	園児			読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	

この命令は、公布の日から施行する。